

平成23年7月1日

課外活動における自動車入構証の取扱要領

I. 「普通入構証」及び「臨時入構証」の発行について

本学の学生サークル(顧問教員がいるサークル)に属している者で、かつ次の一に該当する者に対しては、「普通入構証」又は「臨時入構証」を発行する。

1. 自動車部の活動のため自動車を使用する必要がある者

2. 課外活動遂行のためサークルに所属する学生が、自動車を使用する必要がある者

【発行申請受付窓口】

全学サークルに属している者・・・・・・・・学生支援課課外活動支援係

上記以外のサークルに属している者・・・顧問教員が所属する部局の学生支援担当係

【申請書様式】

別紙様式1-1 (普通入構証交付申請書)

別紙様式1-2 (臨時入構証交付申請書)

II. 一時入構証(入出門証) 課金免除の発行について

本学のサークル(顧問教員がいるサークル)の外部実技指導講師で自動車を使用する必要がある者に対しては、発行申請受付窓口申請することで、一時入構証(入出門証)の課金免除許可書を発行する。

【発行申請受付窓口】

全学サークルに属している者・・・・・・・・学生支援課課外活動支援係

上記以外のサークルに属している者・・・顧問教員が所属する部局の学生支援担当係

【申請書様式】

別紙様式2 (自動車一時入構許可願)

III. その他

・一時入構証(入出門証)の発行について

本学のサークル(顧問教員がいるサークル)に属している学生で、かつ課外活動遂行のため器具等を運搬する必要がある者に対しては、守衛所・詰所の窓口において一時入構の発行の手続きを行い入構する。